

令和4年11月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
1	照明修理をしてください	松阪駅山側徳和駅寄りの無料駐輪場で事故盗難防止のためお願いします	<p>添付していただいた写真を拝見させていただきました。松阪市営無料駐輪場内（京町JR側）の街路灯の3基ですが、入口から手前の2基については10月下旬に修繕依頼をし、11月9日に修理業者の方から、修繕が完了しましたと報告を受けたところです。</p> <p>一番奥の街路灯については、11月7日に修繕依頼をし、11月9日に自動点滅器の交換になるとの報告を受けましたので、もう少しお待ちいただきますようお願いいたします。</p> <p>御利用の皆様には御不便をおかけいたしますが、御理解くださいますようお願いいたします。</p>	<p>地域安全対策課 電話：53-4061</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
2	タイトルなし	<p>他の県や市では身体、療育、精神障害者福祉手帳1～2級を持っている人に月に数千円の障害者手当を給付するところがあります。物価高もありますし、松阪市でも検討してほしいです。松阪市は精神障害手帳1級しか使えない障害福祉サービスが多いです。精神障害2級も身体障害2級と同等のサービスにしてほしいです。タクシーチケット、自動車税の補助、三重県おもいやり駐車場利用証制度等これらの検討も合わせてお願いします。</p>	<p>1. 「月に数千円の障害者手当」の給付について ご意見の中で、「他の県や市では（中略）給付するところがあります。」としていただいているとおり、市町村の独自事業については、各市町村によって支援状況等が異なります。 松阪市では、令和2年4月1日時点の手帳所持者は以下のとおりとなっており、このような状況下においては、各障害者手帳等を所持している方々に継続して手当を支給していくことは、困難な状況です。 ご希望に添えず申し訳ございません。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。 ○身体障害者手帳所持者 6,515人 重度（1～2級）3,003人、中度（3～4級）2,633人、軽度（5～6級）879人 ○療育手帳所持者 1,421人 最重度（A1）212人、重度（A2）411人、中度（B1）451人、軽度（B2）347人 ○精神障害者保健福祉手帳所持者 1,287人 重度（1級）63人、中度（2級）848人、軽度（3級）376人 ○難病患者登録者数 1,229人 （第5期 松阪市障がい者計画 参照） なお、手当ではありませんが、住民税均等割非課税世帯等の方向けの物価高に関する支援として、「電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」がございました。パンフレットを添付しますので、よろしければご確認ください。すでにご存知の場合や不要である場合は、恐れ入りますが、ご放念ください。 電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の問い合わせについては、コールセンター（0521-526-145）へお願いします。</p>	<p>障がい福祉課 電話：53-4079</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
2	タイトルなし (2)	<p>他の県や市では身体、療育、精神障害者福祉手帳1～2級を持っている人に月に数千円の障害者手当を給付するところがあります。物価高もありますし、松阪市でも検討してほしいです。松阪市は精神障害手帳1級しか使えない障害福祉サービスが多いです。精神障害2級も身体障害2級と同等のサービスにしてほしいです。タクシーチケット、自動車税の補助、三重県おもしろい駐車場利用証制度等これらの検討も合わせてお願いします。</p>	<p>2. 「精神障害2級も身体障害2級と同等のサービスにしてほしい」ということについて 身体障害者手帳の等級と精神障害者保健福祉手帳の等級は異なる基準で判定しておりますので、同じ2級であっても障害の程度が同程度ということとはできず、ご要望にある「同等のサービス」とすることはできません。 松阪市においては、限られた財源の中で持続可能な制度となるよう対象者を設定しておりますので、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。 なお、身体障害者手帳2級の方の基準と精神障害者保健福祉手帳2級の方の基準は以下の通りとなりますので、ご参考にしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害者手帳2級（例として体幹機能障害2級を記載します） 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの ○ 精神障害者保健福祉手帳2級 必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難な程度のもの <p>(身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）、精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について（厚生省保健医療局長通知）の別添2障がい等級の基本的なとらえ方 参照)</p>	<p>障がい福祉課 電話：53-4079</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
2	タイトルなし (3)	<p>他の県や市では身体、療育、精神障害者福祉手帳1～2級を持っている人に月に数千円の障害者手当を給付するところがあります。物価高もありますし、松阪市でも検討してほしいです。松阪市は精神障害手帳1級しか使えない障害福祉サービスが多いです。精神障害2級も身体障害2級と同等のサービスにしてほしいです。タクシーチケット、自動車税の補助、三重県おもいやり駐車場利用証制度等これらの検討も合わせてお願いします。</p>	<p>3. タクシーチケットについて 松阪市重度心身障がい者タクシー乗車券は心身に重度の障がいがあり、松阪市内に住所を有する方に交付しており、対象を重度の障がいがある方に限定しています。精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方については1級に該当する方のみが対象となります。なお、手帳の提示でタクシー乗車料金の割引（割引率は1割）が受けられます。ただし、タクシー事業者によっては取扱いがない場合がありますので、割引の有無については、各タクシー事業者にご確認ください。</p> <p>4. 三重おもいやり駐車場利用証について 三重おもいやり駐車場利用証につきましては、三重県の制度となります。三重県子ども・福祉部地域福祉課（059-224-3349）へお問い合わせください。 精神障害者保健福祉手帳2級は三重おもいやり駐車場利用書の交付対象者ではありませんが、歩行が困難で、医師の証明書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方は交付対象となります。</p> <p>5. 自動車税の減免について 普通自動車の窓口は松阪県税事務所（0598-50-0509）、軽自動車の窓口は市民税課税政係（0598-53-4026）となります。各窓口へお問い合わせください。</p>	障がい福祉課 電話：53-4079

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
3	市民の声	<p>いつも松阪市民の為にいろいろとありがとうございます。</p> <p>最近、家族の事で市役所を利用する事が多く、少し残念だなあ。。。と思う事がありましたので、メールさせて頂きました。</p> <p>婚姻届を出されている方がいました。</p> <p>若い方で、きっと初めて婚姻届を提出されたと思うのですが、受付の方は淡々と受付し、会計の方も淡々と終わって奥さんは「えっ。これでホントに受理されたの？」と旦那さんに話されていました。業務も大変なのはわかりますが、松阪市でこれから結婚生活を送られる方ですので、もう少し祝福してあげても良かったのではないかと思います。</p> <p>別の日は、障害を持たれた方が付き添いの方と窓口におられました。</p> <p>上手く話したり、書いたりが出来ないから付き添いの方がおられていたと思うのですが、「本当にご本人がおっしゃってるんですか？」とその場で仰られていました。お二人とも「あっ…はい。」と返答されていました。</p> <p>きっと大事な手続きだったからのお声掛けだとは思いますが、ご本人がおられて、なおかつ付き添いの方が付いて見えるのに、それはどうなのかな？とと思ってしまいました。</p> <p>他人がどこまでわかるかわかりませんが、私を感じた事を書いてしまいましたが、どうしても聞いて頂きたくてメールしました。</p> <p>気分を悪くされたら申し訳ありません。</p>	<p>まず、婚姻届の受付についてですが、受付時には「おめでとうございます。」、終了時には「手続きは終了となります。本日はお疲れ様でした。」等のお声がけはさせていただくよう心がけるようにしておりますが、徹底できていなかったようでございます。あらためて職員にはその旨周知をはかるとともに、今後は言葉を惜しむことの無いよう注意を払ってまいります。</p> <p>次に障がいを持たれた方が付き添いの方と一緒に窓口に見えた時の対応についてですが、窓口で手続きを行う上でどうしてもご本人様の意思確認等を行わないといけない場合があります。そのような場合は、どなた様であつても直接ご自身の意思を確認させていただいています。この点についてはご理解をいただければと思います。</p> <p>最後に、戸籍住民課では、日頃から接遇の改善に取り組んでおりますが、今回ご指摘をいただきましたことを真摯に受け止め、今後はこのようなことがないように、より一層、職員の資質向上を図るとともに、明るく丁寧な対応を心がけていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>戸籍住民課 電話：53-4052</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
4	庭先でのバーベキューについて	<p>天気の良い土曜日や日曜日に、30代夫婦と小学低学年のお子さんがあるご近所の方が、断りもなく、お昼過ぎから、家族や友人？たちとバーベキューをしています。</p> <p>私は平日、パートの仕事があるので、日曜日に布団を干したり、庭の手入れをしたいと思っています。しかし、バーベキューの煙や肉を焼くにおいがつくと思うと、布団干しはできないし、庭木の手入れもしにくいです。</p> <p>分譲地なので、家と家の間隔が狭いところ。また、まだ洗濯物を出しておきたい15時ころから、バーベキューの準備をすることがあり、あわてて洗濯物を取り込んだことも数回あります。</p> <p>この家族以外もバーベキューをする方がいますが、お昼過ぎにすることはなく、夕方であっても、16時過ぎなので、洗濯物を取り込んだ後で、配慮されているようです。</p> <p>広報などで、庭先でバーベキューをするときのマナーを発信してほしいです。</p> <p>例えば 隣家が近い場合は、事前に連絡する。天気の良い日は自宅庭でバーベキューをしない。</p> <p>どうしてもバーベキューがしたいなら、洗濯物を取り込んだ15時過ぎくらいからする。</p> <p>本当に迷惑で困っています。しかし、ご本人に直接言うこともできません。</p> <p>早急に対策をお願い致します。</p>	<p>この度は、ご意見をいただきありがとうございます。また、回答が大変遅くなり申し訳ありません。</p> <p>広報の掲載記事につきましては、各担当部署からの依頼により掲載をしています。</p> <p>一般家庭の生活に係る悪臭、騒音などは、公害関係法令で規制されていないため、現時点では、個人宅での使用を制限することは難しい状況です。</p> <p>今後、啓発等については、各関係部署と連携し、検討を行ってまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>広報広聴課 電話：53-4312</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
5	個人情報の取り扱いについて	<p>昨今国をあげてマイナンバー制度の浸透が推し進められていますが、個人情報の漏洩に対する罰則等をあまり見聞きすることがありません。大抵の場合、当事者や責任者が記者会見で謝罪するというものです。実際個人情報を漏洩した場合、なにかしらの罰則はあるのでしょうか？</p> <p>国やマスコミは「マイナンバーやマイナンバーカードから個人情報が漏れることはない」ということをアピールしていますが、それよりも「マイナンバー等個人情報を扱う者の意識の低さ」が心配です。これまでもあまりに稚拙な理由で個人情報の記されているものを紛失したり、孫受け孫受けの会社に管理を(18)投げし、どういった管理が行われているのか行政が把握していない</p> <p>またその会社が海外資本の会社だったりしているなど、非常に不安なニュースを見聞きします。松阪市としてはそのあたりどういう対策をし、漏洩した場合の対応や処罰などの仕組みを作ってどう考えておられるのか教えていただきたいです。正直現行のマイナンバー制度には不安しか感じません。マイナポイントや健康保険証などの紐つけなどで無理矢理浸透させるよりも、「マイナンバー制度は安心で、ちゃんと管理をしている」ということをアピールしていただいたほうが利用する気持ちになります。</p>	<p>個人情報漏洩対策としましては、職員に対する教育を行ったうえで、システム的な制限として、インターネット環境との分離やUSB接続の制限、業務に利用しているパソコン上でのファイル操作ログ等をすべて記録等のセキュリティ対策を実施しております。また、データの持ち出しが必要な場合については、都度所属長の承認を受けたいと作業ができないようにシステム的な制限を掛けております。</p> <p>また、松阪市としての懲戒処分については、「(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条に基づく懲戒処分」、「(2) 地方公務員法第28条に基づく職員の意に反する免職、休職、降任及び降給の処分」に該当する処分を行う際に松阪市懲戒分限審査委員会が設置され、その中で処分案が審査されることとなっております。</p> <p>なお、ご懸念いただいております、マイナンバー制度に関する内容については国の定めたマイナンバー法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)にて、マイナンバーの管理に対する不安を払拭するために制度上・システム上の様々な保護措置が取られています。罰則についても、マイナンバーを含む個人情報を特定個人情報と定義して区別し、特定個人情報の漏えいなどについては、刑の上限を引き上げるなど罰則が強化されております。(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9章罰則)</p>	<p>情報システム課 電話：53-4223</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
6	いつか「夜間中学」は松阪市に出来ますか？	<p>夜間中学は、戦後の混乱期仕事や家事で昼間に学校へ通えない生徒のために出来ました。さて、5月に発表された2020年の国勢調査の結果、義務教育の未終了者が市内で4ケタいることがわかりました</p> <p>学齢期に中学校に通えなかった人や不登校の生徒の受け皿とその必要が高まっております。市内にも5,000人弱の外国人のかたが居住しており夜間中学のニーズが高まっております。いつごろ、松阪市内に夜間中学ができるのでしょうか。</p>	<p>夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した人や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人、外国籍の人などの義務教育を受ける機会を保障する役割として期待されています。</p> <p>平成28年には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、すべての地方公共団体に夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられました。さらに、平成30年6月、第3期教育振興基本計画により、すべての都道府県に少なくとも一つは夜間中学が設置されるよう教育の機会均等の確保等に関する施策を総合的に推進することとされました。</p> <p>三重県においては、令和2年国勢調査により、最終卒業学校が小学校の人が14,825人、小学校にも中学校にも在学したことがないなどの未就学者が1,845人いることが明らかになっています。また、令和2年12月に県教育委員会が実施した「学びの場」に関するアンケートでは、夜間中学への入学希望者は県内広域にわたっており、市町が単独で設置する場合には他の自治体からの希望者をどう受け入れるかなど課題も多いことがわかりました。</p> <p>そこで、県はまず、みえ夜間学級体験教室「まなみえ」を津市の三重県総合教育センターと四日市市の県立北星高等学校に開設しました。県内から十数人の申込がありました。松阪市からの申込はありませんでした。</p> <p>松阪市としましては、現在、夜間中学の設置予定はありませんが、市教育委員会が中心となり、県の動向を注視しながら調査研究をしていきたいと考えています。</p>	<p>学校支援課 電話：53-4387</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
7	市民の声係 御 中	<p>①松坂城の件ですが、日々清掃環境整備に努めているとか、汚物の処理をして帰ってもらうように啓発しているから大丈夫と気強く書かれていたので、11/12(土曜)に実際行って見てきました。ゴミは店の近くに2つ、トイレの処に1つ落ちていました。トイレを掃除して見えたが、ゴミは拾ってなかったです。</p> <p>石垣の上に犬の糞を2か所みつけました、一つは誰かがマルを書いて注意するようにしてありました(参考に写真を撮ってきました)、まだ隅々まで探せばあるかもしれません。</p> <p>話は変わりますが、犬の城跡を散歩コースにしないとダメなんですか？人の都合で城に上るだけではないですか？</p> <p>松阪を愛する本当の愛犬家だったら、立ち入り禁止も仕方ない、やむを得ないと思ってくれると信じます。現に(立ち入り禁止も検討する)と書かれた看板も立っているではないですか。。。また「犬のフン・・・」も看板も多すぎます、禁止にすればこの看板も不要となるはずですよ。。ご理解。。とありますが、犬を入れないのがベストです。</p> <p>今まで犬のフンについては見てなかったの強く言えなかったのですが、この現状をみてしまったのでこれからは強く反対していきます、市長や議会にも陳情を考えます。</p>	<p>冒頭にございました11月12日の件についてですが、日々の環境整備は平日に土木課で実施させていただいております。</p> <p>松坂城跡のペット進入の可否については、様々な意見を頂戴致します。その中で以前、ご意見頂いた回答のとおり日々の環境整備に努めております。この環境整備については巡回及び糞の処理に加え、毎日同ヶ所への犬の糞がされた際には対策を講じ、解消された成果もございました。また看板については、犬と一緒に見えた方皆様に啓発するため他の施設と比較すると松坂城跡は多く設置をさせていただいております。再三となってしまいますが、皆様に親しまれる公園を維持するため公園管理を行ってまいりますので、ご理解のほう宜しくお願い致します。</p>	<p>土木課 電話：53-4167</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
8	松阪市役所に電話番号案内を	<p>我々市民が行政の手続や内容について知りたい場合は電話照会か本庁舎へ出向く 2つの方法があります 本年10月から施行されました労働者協同組合法があり、市役所にそのポスターが掲示されましたので4Fの商工政策課の消費者担当係へところが詳細手続きは県 うっかりして県の担当係のTEL NO.失念 県庁内は電話案内で、そして担当係へ用件を済ませました</p> <p>残念ながら松阪市には市庁案内がありません 設置されればより一層便利になると考えます</p> <p>松阪市議会議会報告会の「総務企画委員長」のテーマに「市役所って利用しやすいですか」とあり時宜にかなったテーマでは さすが我が松阪市の市議会では</p> <p>先般「学童保育」の件で近所の人から聞かれ市役所へ</p> <p>「こども未来課」保育幼稚園係へ聞置、教育委員会の生涯学習課へとのこと おそらく小生のような市民が前にもいはったんでは 子供未来課と教育委員会の担当業務が不分明ではないでしょうか。広報etcで徹底されたい</p>	<p>当市では、目的の担当部署へ直接電話をかけられるようダイヤルイン方式を導入しております。担当課が分からないときは、広報広聴課（Tel53-4312）へおかけください。</p> <p>また、今月、「松阪市暮らしのガイド」第4版を発行しました。市役所の業務や問い合わせ窓口に関する情報のほか、防災・観光・特産品・医療などの地域情報を一冊にまとめたもので、市内の全世帯へ順次配布しているところです。是非、ご活用いただければ幸いです。</p>	<p>広報広聴課 電話：53-4311</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
9	「新松阪市史」の刊行を！	<p>今ある「松阪市史」は1983年に刊行 史資料編のみであり在庫を多数かかえてみえるようです 小生が知る限りでは1980年前後に「飯高郷土史」通史のみ在庫なし。「飯南町史」通史のみ在庫あり 「嬉野町史」通史のみ在庫なし『三雲町史』通史、資料、在庫あり「嬉野史」通史、資料 在庫あり。 2005年に合併し18年が経過いたします。1市4町の新松阪市の過去現在、そして未来を語るうえで新しい「松阪市史」が通史、資料を双方を紙で又通史はDVD版を刊行よろしくお願ひしたい。 令和の厳しい時代に松阪市民が共通の歴史を共有し時代を切り開くために来年度は調査費を計上し、竹上市政のレガシーとしてご検討いただきたい。 尚、小生49市町村史全編保有 事務局は総務部が担当する 尚、令和の時代にふさわしい業務委託の手法の刊行もご検討を！</p>	<p>ご承知の通り、平成17年の市町合併による新市発足以前に、当該各市町がそれぞれ市史あるいは町史を作成し、飯高町史以外の市町史は引き続いて販売もしているところです。</p> <p>松阪市史の序文を部分的に引用しますと、「松阪市地域に保存されている自然・考古・文書類等の史料のほか市民からの聴き取りによる民俗資料等を広範囲に集輯し、永く後世に耐えうる学術性をもった価値の高い史料集にしようということでもあります。したがって量的には全十六巻という膨大な市史となります。これは人口十一万の地方都市にとっては実力を越えた大事業となります」とあります。</p> <p>このように旧市、旧町として築いてきたそれぞれの歴史の編纂に当たっての先人の努力は、発刊からの年月に左右されることなく未だに敬意を払うべきものであると考えています。</p> <p>上記に引用した序文にもありますように、「永く後世に耐えうる学術性をもった価値の高い史料集」として、その価値を受け継ぎながら世代を超えて知らしめていきたいと考えているところです。ご理解の程よろしくお願ひいたします。</p>	<p>総務課 電話：53-4321</p>